

入札監理小委員会における審議の結果報告

科学技術研究調査の実施要項

総務省統計局の科学技術研究調査について、民間競争入札を実施するものとし、平成19年度の事業の評価等を踏まえて、対象業務の範囲、複数年度契約等事業の内容について、所要の見直しを行った上で、平成20年4月から落札者による事業を実施する旨、公共サービス改革基本方針別表に定められている。

これに基づいて総務省統計局より提出された実施要項（案）を入札監理小委員会において審議したので、その結果（主な論点と対応）を以下のとおり報告する。

1. 対象事業の範囲（実施要項4～5頁）

【論点】

平成19年度の実施要項の審議の際、平成20年度以降は対象業務の範囲の拡大、複数年度契約について検討することとなっていたが、それらについてはどうなったか。

【対応】

対象業務の範囲については、調査関係書類（調査票及び結果の概要を除く）の印刷、調査票等を含めた調査関係書類の封入業務を新たに追加した。

また、契約期間については、3年分の調査を対象とした。

2. サービスの質（実施要項6～7頁）

(1) サービスの質

【論点】

平成19年度と同じ考え方で質を設定してよいのか。

【対応】

平成19年度の実施状況を踏まえ、回収率のうち、サービスの質として具

体的に設定するのは全体の回収率とし、平成19年度の実績値を下回った場合は、その原因について分析し、国に報告することとする。

また、基準日時点の回収率と督促回収率については、民間事業者は目標値を設定し、それを達成することを実施要項に明示した。

(2) 照会対応業務の質、誤記入・未記入率

【論点】

照会対応業務についての質は設定しないのか。また、誤記入・未記入率についてはどうするのか。

【対応】

照会対応・督促の実施状況についてのアンケートでの把握は今回初めての試みであり、今後さらにデータを得て検証する必要がある、また、誤記入・未記入率についても今回の検証結果を踏まえてさらに検討する必要があると考えており、今回これらについての質を具体的に設定することは難しいということについてやむを得ないと判断した。なお、平成20年度以降もできるだけデータを蓄積し、質として設定できるかどうかについて引き続き検討していくことを統計局と確認した。

3. 委託費の減額、インセンティブ（実施要項8～9頁）

【論点】

サービスの質の水準が未達の場合、委託費の減額（ペナルティー）やインセンティブを設定しないのか。

【対応】

本事業の成果は、民間事業者の努力のみならず、様々な要因が働いていると考えられることから、今回設定しないことはやむを得ないが、委託費の減額やインセンティブの導入の可能性について引き続き検討していくことを統計局と確認した。

以上